



キャッシュレス社会の身の処し方



と き： 2022年12月3日（土）13:30～16:00 ところ： ドーンセンター 5F 大会議室②
講 師： 大久保 育子さん（金融広報アドバイザー、交野市消費生活相談員）



2018年4月、経済産業省は「キャッシュレス・ビジョン」を発表しました。銀行以外にも多業種がモバイル事業に参入し、「キャッシュレス社会」に向けた動きが加速しています。ある調査によると、すでにシニア世代の67%がキャッシュレス派（主にクレジットカードを利用）だったそうです。しかし、いまだキャッシュレス社会に抵抗のあるシニアも多く、キャッシュレス決済を使いこなせていると言えないのが実情でしょう。

そこで今回は金融広報アドバイザーであり、府内自治体の消費生活相談員として、非常勤職員で30年勤務している大久保育子さんに「キャッシュレス社会の身の処し方」という演題でお話しを伺いました。

◆日本でキャッシュレス化が進められる理由

経産省は、キャッシュレス化の意義を「キャッシュレス決済は消費者に利便性をもたらすほか、事業者の生産性向上につながり、経済全体にも大きなメリットがある」として下記の理由を挙げている。

★消費者にとって

- ・利便性
- ・盗難等のリスク減
- ・消費履歴情報の管理が容易

★事業者にとって

- ・従業員による売上現金紛失・盗難等のトラブル減少
- ・現金に触れないので衛生的
- ・現金の搬出入回数の減少
- ・インバウンド需要を取り込むには不可欠
- ・マーケティングの高度化

★公共の視点から

- ・脱税の減少
- ・マネーロンダリングの抑制

これに対して、講師は、事業者にとっては会計のマニュアル変更の必要・従業員の再教育の必要・初期費用や決済手数料がかかる・現金払いがなくなる限り、キャッシュレス決済と両方の管理が必要等のデメリットも考えられると述べた。

【キャッシュレス決済別の特徴と注意事項】

⇒キャッシュレス決済ごとに違う根拠法

◆クレジットカード決済（割賦販売法）

- ・・・キャッシュレス決済の定番
- 各カード会社が設定した月1回の引き落とし

日に登録している銀行口座から利用額が引き落とされる

- ①盗難・紛失以外の保証は容易ではない
- ②家族・同居人の利用は補償の適用外
- ③使わないものは解約しよう
- ④キャッシングしないなら利用限度額0円に設定しておく
- ⑤クレジットカードの利用は慎重に
- ⑥引き落とし口座の使い分けを
- ⑦支払い停止の抗弁が可能かどうかの検討を

◆デビットカード決済（銀行法）

- ・・・決済後即時に銀行口座から利用金額が引き落とされる
- ①発行銀行が同じでもJデビットとブランドデビットがある
- ②本人であっても暗証番号照会には応じない銀行も→再発行には手数料がかかる
- ③補償制度・補償額は発行元によって異なる→規約を確認！
- ★家族や同居人の利用は適用除外
- ★不正利用で補償を受けるためには期限がある

◆プリペイドカード決済（資金決済法）

- ・・・あらかじめカードにお金をチャージ（入金）しておき、その範囲内で買い物に使用
- ①チャージされたポイント（バリュー）は資金決済法で法定通貨への換金が規制されている
- ②本人確認行うことなく利用可
- ★盗難・紛失時に連絡すれば利用停止、それまでの利用分は補償不可

- ③利用期間がある
- ④問題があればその場で指摘

◆スマートフォン決済・・・スマートフォンにダウンロードした決済専用アプリを利用。アプリ内にクレジットカードや銀行口座の情報を事前登録

- ①スマートフォンのセキュリティ対策が必要（セキュリティーアプリ、パスワード、生体認証、こまめなアップデート等）
- ②ID・パスワード（暗証番号）の使いまわしは避ける
- ③利用 Pay アプリの補償制度の有無やその内容、利用限度額の確認
- ④機種変更前には Pay アプリの移行手順を確認
- ⑤スマホから「Pay アプリの削除」だけでは退会・解約したことになる！

- ★「チャージ残高を使い切る→クレジット番号や銀行口座情報の削除・退会解約手続き→アプリ削除」という手順が必要
- ★キャリア決済（通信料と一緒に買い物代金を支払うこと）を利用しないなら0円設定にしておく

◆キャッシュレス決済の共通注意ポイント

- ①管理できる範囲
 - ・保管しているものは整理
 - ・利用履歴を確認
 - ・手元で管理
 - ・推測されにくいパスワード、暗証番号にする
- ②利用規約をよく読んで
 - ・保証、免責条項は必見

【講師からの提案】

- ・よくわからないモノを無理に使う必要はない
 - ・自分が管理できる範囲のものだけを使用する・・・キャンペーン等に惑わされない
 - ・自分の家庭状況に合ったものを使用する
 - ・キャッシュレス決済を使わない人も定期的に（30日以内に1回）銀行口座を確認
 - ・・・不正流用の防止のため
 - ▶被害が発生してから **30日以内に金融機関へ通知**すること
 - ▶**警察に被害届を提出**すること
 - ▶**金融機関の調査への協力**
- の要件を満たした場合に被害額が全額補償される。ただし、預貯金者に過失がある場合は

補償額は被害額の4分の3に減額され、預貯金者に故意や重過失がある場合は補償されない。被害にあった場合、まずは、直ちに金融機関に届け出て被害状況を説明し、口座の利用を停止し、警察にも連絡する。

<金融庁 HP 金融利用者相談室 Q&A より抜粋>



【質疑応答】

Q フィッシングメール（送信者を詐称するなどした偽の電子メールを送信し、公式サイトを模倣した偽サイトに誘導するメール）対策は？

A 年々被害が増加し、偽メール・偽サイトのつくりも巧妙化している。送信元メールアドレスや、記載されている URL を注意深くチェックする。対策としては、メールアドレスを変更する、セキュリティの強化など。

Q 安全なネット取引のためには？

A ネット取引口座と大事な口座の使い分けをする。不正サイトに注意。代引き・コンビニ払いの内容を十分理解する。

【講演を聞いて】

キャッシュレス社会の実態と、そこに含まれる様々なメリットと、その反面危険を伴う側面を、大久保さんの長年の経験に基づいた実例をあげて、とてもわかりやすく、ユーモアを交えて説明していただきました。

昨今のキャッシュレスブームの中で、「高齢者がキャッシュレスに対応できるだろうか？」と疑念を抱く方も多いと思いますが、高齢者に優しいキャッシュレス決済もあり、高齢者向けのフォローアップやサポート体制も構築されつつあるということもわかりました。

今回、ご参加いただいた方々はキャッシュレス社会に関心の高い方々だということがアンケートからも読み取れましたが、シニア世代にとっては、使いこなすにはまだまだハードルが高いようです。シニアにとっては、あれこれ手を広げず、自分が理解できる範囲での利用が安全ということでしょうか。（土井 安美）